

意見書案第3号

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 遠山智恵子

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書（案）

「介護の社会化」を目指し、スタートした介護保険制度も今年で23年目となります。3年ごとに制度の見直しが行われ、2014年の介護保険法改正により、要支援認定者が、介護予防給付から各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)へと移行しました。給付については政府が財源を確保しますが、各市町村の総合事業は、予算の範囲内でやり繰りを求められ、市町村により、提供するサービスに格差が生まれています。現在、2024年度からスタートする介護保険制度第9期の法改正に向けて、社会保障審議会の中で審議されています。

審議されている内容のうち、私たちに直接関わりがある「給付と負担」については、①高所得者の1号保険料の引上げ ②利用料の2割負担の判断基準の見直し ③多床室の室料負担 ④ケアマネジメンツの有料化 ⑤要介護1・2の生活援助の介護給付から総合事業への移行 の主に5点です。これらの審議内容は、高所得者の1号保険料の引上げや、利用料の2割負担の判断基準も明示されないまま、介護サービスの利用者の負担が増える方向での検討です。

しかし現実には、コロナ禍やウクライナ侵攻の長期化により、物価上昇が起これ、総務省の令和5年7月の発表では、2020年の消費者物価指数を100とした場合、105となっています。そして、介護する人は、多くが高齢であるパートナーや生産年齢の子どもたちです。高齢の方は、年金生活者の方がほとんどで、これ以上の負担が増えると、介護サービスの利用控えを生み、家族の負担が増えます。現在でも、仕事を辞める介護・看護離職者は、厚生労働省の雇用動向調査によると、年間約9.5万人もいます。

介護される人も介護する人も自分自身が豊かに生活できる環境を整えるためにも、これ以上の負担を増やす改定ではなく、全国市長会が示した令和4年「介護保険制度に関する提言」のとおり、国庫負担割合の引上げを検討して、制度の維持を図るべきです。よって、下記の事項を求めます。

記

- 1 「1号保険料の負担の在り方」については、保険者である市区町村の意向と保険者への影響について十分に配慮し、国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。
- 2 介護サービスの利用料については、負担増を行わず、現行を維持すること。
- 3 サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料の全額給付を維持すること。
- 4 総合事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスを総合事業へ移行しないこと。
- 5 介護保険制度を支える介護職員の処遇改善を行うこと。
- 6 被保険者範囲・受給者範囲の検討に当たっては、改めて介護の社会化についての社会的合意形成を図り、介護する人もされる人も豊かに暮らせる取組と国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

意見書案第4号

ガソリン税の見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 根岸裕美子

ガソリン税の見直しを求める意見書（案）

ガソリン価格が高騰しています。2023年8月28日の全国平均価格はレギュラーガソリンで185円を記録し、近年で最も安かった2020年5月の125円から60円以上の値上がりを見せています。

ガソリン価格の税金が占める割合は約40%と大きく、ガソリンは税金の塊と言っても過言ではありません。エネルギー価格の高騰が日常生活に大きな影響を与えてきたことは、過去2度あったオイルショックから計り知ることができます。政府は価格を抑えるために、石油元売業者への補助金の支給で対応していく方針ですが、それでも175円程度までへの値下げしか望めず、物価高による実質賃金の低下という現状から、国民生活の負担を減らす効果としては、限定的であると言わざるを得ません。

価格に多大な影響を及ぼす、ガソリン税と補助金の問題点について以下に記載します。

- ① ガソリン価格が3か月連続で平均160円を超えた際に、暫定税率分の徴収をストップする「トリガー条項」は東日本大震災の復興財源確保を理由に凍結し、この状況下においても発動を見送る方針を鈴木財務大臣が示しています。東日本大震災からの復興に関し復興庁が示している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」によると、令和3年3月末の時点で既に一部を除き公共インフラの復旧・復興はほぼ完了しており、営農面積の復旧・復興もほぼ完了しています。また、所得税の2.1%を復興特別税として徴収していることからも到底理解できません。
- ② ガソリン本体価格に諸税を合わせた金額に消費税を乗じる、二重課税的な税制の存在。
- ③ 燃料油価格激変緩和補助金（元売業者への補助金）について、継続決定は評価できますが、元売業者の大手3社の2022年4月～6月期決算の最終利益を見てみると、E社が2,213億円（対前年同期比2.3倍）、I社が同1,793億円（同2倍）、C社が同775億円（同2.3倍）でした。大手ガソリン元売業者の元社員で、現在は桃山学院大学経営学部教授、東北大学経済学博士である小嶋正稔氏の試算では3月1日以降、政府の支給額と小売価格に反映されなかった差額は増加し、（2022年）7月12日には累計で1リットル当たり45.2円分、8月9日には累計で1リットル当たり46.2円分が消費者に還元されなかったとしています。
- ④ 道路特定財源の一般財源化から、利用者負担の原則という課税根拠を失っています。現行の規定を維持することは、車の所有率が高い地方都市のほうが負担が大きく、格差の拡大を助長しています。

このように、過重な税負担と理不尽な税制の見直しを早急に行い、国民負担を軽減するため、下記の事項を求めます。

記

- 1 租税特別措置法第89条（トリガー条項）を速やかに発動すること。
- 2 ガソリン税に消費税を課税する計算方式を早急に解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣

意見書案第5号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

決議案第1号

物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者	取手市議会議員	岩澤 信
〃	〃	須田 光雄
〃	〃	小堤 修
〃	〃	結城 繁
〃	〃	落合 信太郎
〃	〃	久保田 真澄

〔提案理由〕

取手市議会は令和5年第1回定例会において、国及び政府に対し、国の財政負担による学校給食費の無償化を迅速に実施するよう意見書を提出したが、取手市としても、少しでも早く、子育て支援や子どもの貧困対策のために、限りある財源の中で、できることを行う必要があるため、決議するものです。

物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議案

取手市議会は令和5年第1回定例会において、全国で保護者支援の取組として小中学校の給食費を無償化し、公費負担する自治体がある一方で、財政余力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中、義務教育の家庭での費用負担で自治体間格差が生じることは問題であるとし、国及び政府に対し、国の財政負担による学校給食費の無償化を迅速に実施するよう意見書を提出した。

こうした中、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化の実現に向けた実態調査や、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を行い、具体的方策を検討することが示された。

学校給食は、子どもたちへの安定的な供給が求められるため、大量の食材を調達することが必要な一方で、自治体を取り巻く地理的条件や地域産業の状況により、給食の食材費が左右され、給食費として価格転嫁される状況にある。そういった背景の中で、取手市は、できる限り手作りに努めること、食材産地の吟味、市内食材業者の育成・保護等を重視することで、子どもたちの心身の健全な発達に資する、食の安全・安心や栄養バランスの取れた良質な給食を提供するよう尽力している。

昨今、物価高騰によって家計が圧迫される中、家庭の経済状況にかかわらず、国が掲げる異次元の少子化対策において検討されることとなった給食費の無償化や自治体独自で実施する給食費の負担軽減の取組は、子育て支援や子どもの貧困対策にも大きく寄与するものである。

取手市としても、少しでも早く、子育て支援や子どもの貧困対策のために、限りある財源の中で、できることを行う必要がある。

以上のことから、次の事項を求める。

- 1 現在の栄養のバランスや質、量を保ったままの給食を提供すること。
- 2 物価高騰に起因する食材費の高騰に伴い、給食費への価格転嫁をしないこと。
- 3 さらに負担軽減を検討すること。

以上、決議する。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会